

商品形態「サックス用ストラップ」不正競争行為差止等請求事件：東京地裁平成29(ワ)21107・平成30年3月19日（民29部）判決＜請求棄却＞

【キーワード】

商品形態の模倣行為（法2条1項3号）、商品機能の不可欠な形態、最初販売日から起算して3年間の保護、美観（?）

【事案の概要】

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告に対し、被告の販売に係る別紙被告商品目録記載の商品（サックス用ストラップ。以下「被告商品」という。）は、原告の販売に係る別紙原告商品目録記載のサックス用ストラップ（以下「原告商品」という。）の形態を模倣したものであり、被告による被告商品の譲渡（「販売」は、「譲渡」に含まれる。）、販売のための展示及び輸出（以下、これらを併せて「販売等」ということがある。）は、不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項3号の不正競争行為（商品形態模倣行為）に該当すると主張して、同法3条1項に基づき被告商品の販売等の差止めを、同条2項に基づき同商品の廃棄を、同法4条、5条2項に基づき、平成28年11月頃から訴状提出日である平成29年6月23日までの被告商品の販売につき、不法行為による損害賠償金880万円及び不法行為後の日である平成29年6月23日（訴状提出日）からの民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

原告（株式会社タツミ）は、楽器及び楽器パーツの製造、販売等を業とする株式会社である。

被告は（Forestone Japan株式会社）、管楽器、管楽器用リード等の管楽器パーツ・アクセサリーの開発、販売等を業とする株式会社である。

(2) 原告商品

原告は、原告商品を販売している。原告商品は、モデルチェンジされた後の商品であり、モデルチェンジ前の商品は、別紙旧原告商品目録記載のサックス用ストラップ（以下「旧原告商品」という。）である。

原告商品の形態は、別紙「原告商品の形態」の「全体的形態（外側）」、「全体的形態（内側）」、「革パッド（外側）」、「革パッド（内側）」、「ブレードクリンチ」、「V型プレート」、「ブレード（紐）」、「フック」の各写真に示されるとおりである。

原告商品は、①革パッド、ブレードクリンチ、V型プレート、ブレード

(紐)及びフックの5つのパーツにより構成されていること、②ブレードクリンチは、留めネジでブレード(紐)を固定する構造となっており、留めネジを外すことでブレード(紐)をほどくことができるため、この構造により上記の5つのパーツを分解・交換することができること、③各パーツはカラーバリエーションや材質・サイズ違いのものが取り揃えられ、個別に販売されており、各パーツの自由な取替え・組合せが可能なこと、④一般的なサックス用ストラップの構造とは異なり、V型プレートによって、ストラップ装着時に首元を圧迫しない構造となっており、スムーズに楽器に吹き込むことができるようになっていること、⑤V型プレートにブレード(紐)を通す構造とすることで、長さ調整を片手で容易に行うことができること、⑥革パッドの形状等デザインを工夫することで首にしっかりフィットし、首や肩等の体にかかる負担を軽減することという特徴を有している。

(3) 被告商品

被告は、被告商品を販売又は輸出している。被告商品の形態は、別紙「被告商品の形態」の「全体的形態(外側)」、「全体的形態(内側)」、「革パッド(外側)」、「革パッド(内側)」、「ブレードクリンチ」、「V型プレート」、「ブレード(紐)」、「フック」の各写真に示されるとおりである。

(4) 原告商品と被告商品の構成態様原告商品の構成態様は、別紙「原告商品と被告商品の各構成態様」の「原告商品」欄に記載のとおりであり、被告商品の構成態様は、同別紙の「被告商品」欄に記載のとおりである。

3 争点

(1) 被告商品は原告商品の形態を模倣したものといえるか(争点1)

(2) 原告商品の形態が「当該商品の機能を確保するために不可欠な形態」に該当するか(争点2)

(3) 原告商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過したか(争点3)

(4) 原告は本件請求の請求権者に該当するか(争点4)

(5) 原告の損害の有無及びその額(争点5)

【判 断】

1 争点3(原告商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過したか)について

事案に鑑み、まず、争点3について判断する。

(1) 不競法2条1項3号は、他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡等を不正競争行為とするところ、その趣旨は、他人が資金、労力を投下して商品化した商品の形態を他に選択肢があるにもかかわらず殊更模倣した商品を、自らの商品として市場に提供し、その他人と競争する行為は、模倣者においては商品化のための資金、労力や投資のリスクを軽減することができる一方で、先行者である他人の市場における利益を減少させるものであり、事業者間の競争上不

正な行為として位置付けるべきものとしたことにあると解される。そして、同号に掲げる不正競争に関して、同法19条1項5号イは、日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品の譲渡等の行為について同法3条の規定を適用しないとしているところ、上記の同法2条1項3号の趣旨からすれば、「最初に販売された日」の対象となる商品とは、保護を求める商品形態を具備した最初の商品を意味するのであって、このような商品形態を具備しつつ、若干の変更を加えた後続商品を意味するものではないと解される。

(2) 本件において、木管楽器用ネクストラップである「バードストラップ」シリーズは平成22年に販売が開始された(甲1)。原告商品は旧原告商品からモデルチェンジされ、平成28年3月頃に発売が開始されたものである(甲6)。両商品の全体的な基本的形態に変更はなく、機能的な特徴にも変更はないが(甲5。原告も自認している。)、V型プレート、革パッド及びブレード(紐)が変更部分であり、具体的には別紙「原告商品と旧原告商品の変更点」の写真に示されるとおりである。

ア 原告商品と旧原告商品のV型プレートは、中央下部の幅、4個の穴の位置、それぞれの穴の距離、中央下部の窪みの位置・角度、両翼下部の角度、両翼の長さ、両翼の穴の位置が共通するが、両翼の上部が削られてその形状及び幅が両翼にかけて細長く変更されている。上記変更により、原告商品のV型プレートの美観から受ける印象は旧原告商品のV型プレートとは相当に異なるものといえる。そうすると、上記変更は、V型プレートの形態としてはその美観において実質的に変更されたと評価し得る変更であって、しかも、V型プレートはサックス用ストラップの美観における特徴的部分であり需要者が着目する部分であるといえるから、V型プレートの変更後の形態は、美観の点において保護されるべき形態であると認められる。もっとも、V型プレートを有するサックス用ストラップは、旧原告商品はもとより他にも同種商品が存在し(乙1, 2)、細長形状の形態も公開されているところであるから(乙4)、ここで保護されるのは、V型プレートの中央部の形状や両翼の角度・形状等を総合した特有の形状に限られるというべきである。

他方、原告はこの変更によってV型プレートが軽量化・スリム化されたため、サックス奏者の首に掛かる負担が軽減された旨主張するが、V型プレートが軽量化されたとしてもその程度はわずかな違いにすぎないと推測されるところであり、サックス奏者に首に掛かる負担がどの程度軽減されたか明らかではないから、美観が変更された以上に、サックス用ストラップとしての機能に変更が加えられたものとは認められない。

イ 革パッドについては、横軸の全長が40数cmのところ中央部から左右の端までの長さがそれぞれ数cm長くなり、また、中央上部の形状が変更されているが(甲5, 乙14)、いずれも軽微な変更と評価すべきであり、保護を求める商品形態が変更されたとは認められない。

ウ ブレード（紐）については、色彩が白色をベースに灰色の模様が入ったものから黒色一色の模様なしのものに変更され、長さが数cm長くなったものであるが（甲39，40），従前の色彩である白色をベースに灰色の模様が入ったブレード（紐）も個別のパーツとして販売されており，あらかじめ同封されているものが変更されたにすぎず（甲5，32，乙15），長さも軽微な変更と評価すべきであるから，保護を求める商品形態が変更されたとは認められない（原告自身のウェブサイトにおいても，変更点とはされていない（甲5）。）。

(3) 以上のとおり，原告商品のV型プレートの変更部分は，商品の形態において実質的に変更されたものであり，その特有の形状が美観の点において保護されるべき形態であると認められるから，原告商品が「日本国内において最初に販売された日」は，旧原告商品が最初に販売された日ではなく，原告商品が最初に販売された日である平成28年3月頃であると認められる。

2 争点1（被告商品は原告商品の形態を模倣したものといえるか）について

被告商品の形態が原告商品の形態と実質的に同一であるか否かについて検討するに，旧原告商品の不競法2条1項3号による保護期間が経過した後であっても原告商品が同号の保護を受け得るのは，そのV型プレートの変更部分が商品の形態において実質的に変更されたものであり，その特有の形状が美観の点において保護されるべき形態であると認められるからである以上，前記1(1)に説示した同号の趣旨からすれば，同号による保護を求め得るのはこの部分に基礎を置く部分に限られるというべきである。

そこで，原告商品と被告商品のV型プレートを比較すると，別紙「原告商品と被告商品のV型プレートの比較」の写真に示されるとおりである（乙6）。原告商品と被告商品とは，大きさはほぼ共通しており，基本的な構成態様は共通している。しかし，原告商品は，中央部の下部の2つの穴と上部の間に窪みができており，下部が丸みを帯びているのに対し，被告商品は，中央部が下部に向かってなめらかに狭くなっており，中央部の上部の2つの穴の位置も異なっている。また，中央部の下面は，原告商品が平面であるのに対し，被告商品は湾曲している。さらに，両製品は，両翼の角度が異なるほか，先端部分の上面及び側面の角度も異なる。上記のとおり，原告商品の形態が保護されるのは，そのV型プレートの特有の形状が美観の点において保護されるべき形態であると認められるからであるが，被告商品のV型プレートは，上記のような相違点があることにより，そのような特有の形状を備えているものとはいえず，美観の点において異なる印象を与えるものであるから，原告商品と被告商品のV型プレート的美観に基礎を置く部分は実質的に同一とは認められないというべきである。

したがって，被告商品の形態は原告商品の形態と実質的に同一であるとはいえないし，また，上記認定説示したところに鑑みると，被告が原告商品に依拠したということもできないから，結局，被告商品が原告商品の形態を模倣したものと認めることはできない。

3 結論

以上によれば、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 裁判所は、原告が不競法第2条1項3号の適用による商品形態についての不正競争行為の主張に対し、事案に鑑みるとして、争点(3)についてまず認定し、請求棄却の判断をしたのである。

2. 判決は、同法第2条1項3号の立法理由を教科書どおりに述べた後、同法19条1項5号イの規定を引用し、日本国内に最初に販売された日から起算して3年を経過した商品については、前記第2条1項3号の規定を適用しないとしているから、最初の商品形態に「若干変更を加えたような後続商品」は含まないことを意味すると解釈しているのである。とすると、同一ではないが類似する商品形態の場合は、同法第2条1項3号の適用はないから、同法第19条1項5号イの適用もないことになる。その意味では、同法にいう「商品形態」とは、意匠法における「意匠」とは全く別異の概念であると理解しなければならないのである。

しかし、これは制定法の立法意義が、別異であることによると解することによるだけのことであるが、その解釈でよいのだろうか。

なお、不競法第2条1項3号の規定について一言申しておきたいことは、私はかつて意匠法の改正問題が起こっていたときに、無審査登録制度の必要性を提案したことがあり、これを意匠法の中で2つの制度を導入することを提案したのである。しかし、特許庁が意匠法の改正問題を審議する前に、経産省知財審議室からいち早く提案したのが不正競争防止法の改正法案であったのである。⁽¹⁾

3. ところで、この判決を読んで気になるのは、「美観」という用語を盛んに使用していることである。裁判所は「美観」の定義をしていないから、その定義を説明してもらいたいものである。「外観」なら理解できるが、「美観」であると、印象とか形態とか特徴とかの用語との関係が説明できなくなるから、裁判官の知識程度を疑いたくなるのである。

4. この判決を読んで、地裁の裁判官たちの有する商品形態に対する理解度やセンスなどに疑問を抱くようになってしまうのであるが、その問題とは別に知財高裁においては、逆転の判決が出たのである。この高裁判決は濃厚であり、読み応えがある。(➡C1-82-1)

注

(1) 牛木理一「日本の意匠保護制度のあり方」パテント48巻11号32頁(1995), 同「新不正競争防止法と意匠の保護—意匠法への挑戦」パテント46巻6号27頁(1993), 同「意匠出願と早期公開制度について」パテント49巻12号22頁(1996)

[牛木 理一]

(別紙)

〔被告商品目録〕

商品名 Forestone Leather Strap for Saxophone

写 真



(別紙)

〔原告商品目録〕

商品名 サックス用バードストラップ (BIRD STRAP for Saxophone)

型 番 BSN-AW

写 真



(別紙)

〔旧原告商品目録〕

商品名 サックス用バードストラップ (BIRD STRAP for Saxophone)

型番 BS-AW

写真



(別紙)

〔原告商品の形態〕

全体的形態 (外側)



全体的形態（内側）



革パッド（外側）



革パッド（内側）



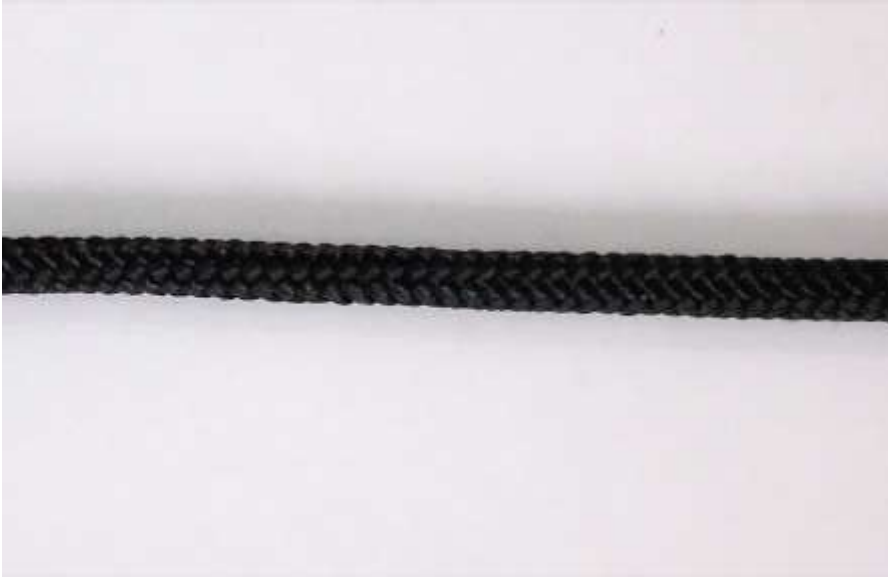
ブレードクリンチ



V型プレート



ブレード (紐)



フック



(別紙)

〔被告商品の形態〕

全体的形態（外側）



全体的形態（内側）



革バッド（外側）



革パッド (内側)



ブレードクリンチ



V型プレート



ブレード (紐)



フック



(別紙)

〔原告商品と旧原告商品の変更点〕

1 V型プレート（上が旧原告商品，下が原告商品）

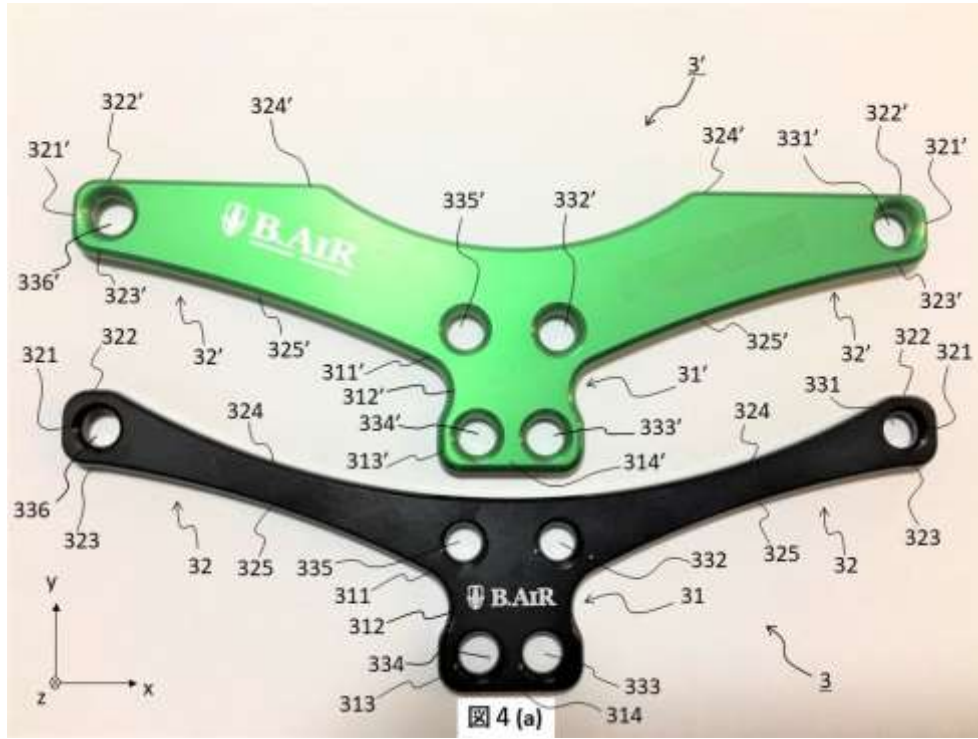
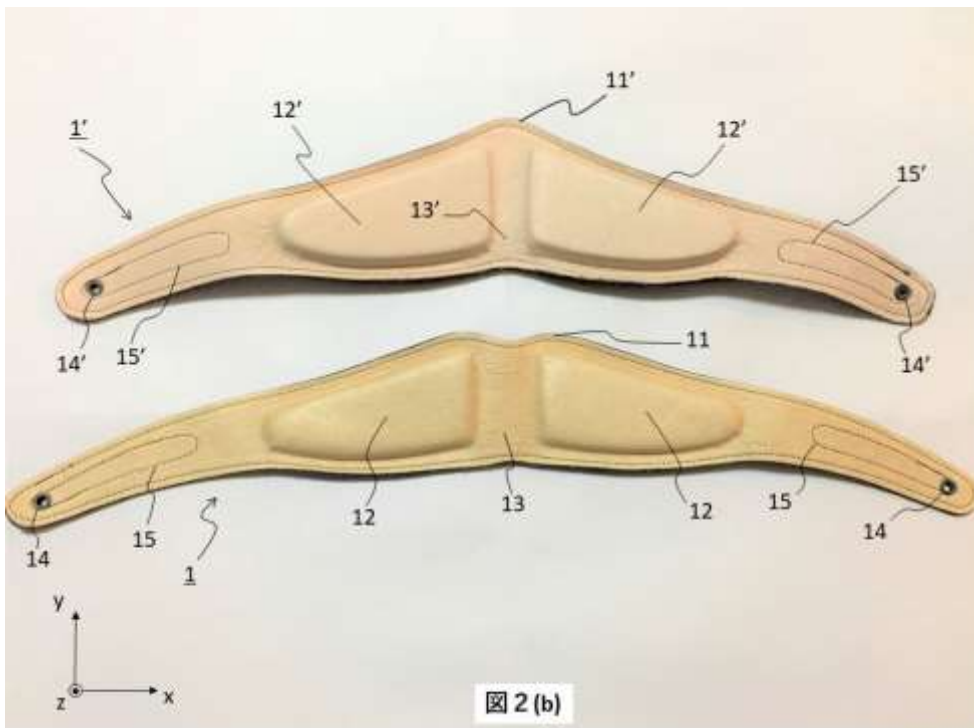


図 4 (a)

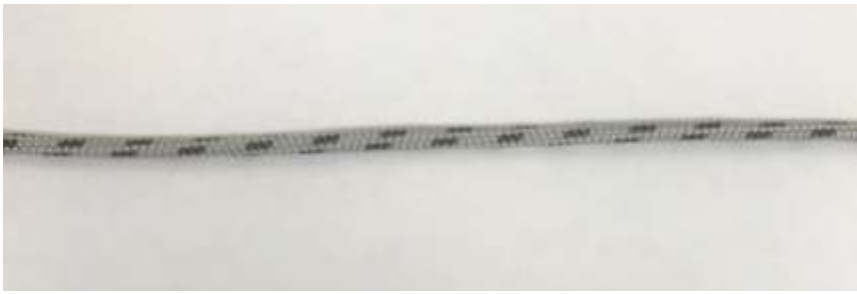


図 4 (b)

2 革パッド (上が旧原告商品, 下が原告商品)



3 ブレード（紐）（上が旧原告商品，下が原告商品）



(別紙)

〔原告商品と被告商品のV型プレートの比較〕

(上が原告商品，下が被告商品)



